

令和8年2月13日

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階  
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 御中

## ご連絡

株式会社即決営業

代表取締役 森 裕也



拝啓

貴法人の令和8年1月29日付け「ご連絡」と題する書面(以下「貴連絡書」といいます。)について、以下のとおりご連絡申し上げます。

貴法人からは、貴連絡書にて、当社が使用する現行の契約書式について開示を拒んでいる以上、消費者契約法12条3項及び特商法58条の20第2項に基づく差止請求権を行使する旨のご連絡をいただいておりますが、過去に行政処分を受けたという一事をもって、当社において現行の契約書式を開示する法的義務を負担するものではありません。

また、貴法人は、貴連絡書において、具体的な消費者被害の発生は上記の差止請求のための要件ではないと主張されていますが、当該請求の要件としては、少なくとも事業者が所定の行為を「現に行い又は行うおそれがあるとき」に当たることが必要です(消費者契約法12条3項、特商法58条の20第2項)。そして、ここにいう「おそれがあるとき」とは不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合をいうため、貴法人による上記請求との関係では、当社により不当な行為がされる蓋然性を基礎づける客観的な事情が存在することが前提となります。

つきましては、貴法人において、そのような客観的な事情が存在することを、具体的な根拠資料等と併せてご指摘いただければ、当社といたしましても、訴訟によることなく、真摯に対応を検討させていただきます。

そのような客観的な事情のご指摘がない場合、当社としては、貴法人から差止請求を受け、具体的にどのような対応を講じるべきであるのかを判断することができません。

なお、貴連絡書において言及されている消費者契約法41条に定める書面をご送付いただく際には、上記の蓋然性を基礎づける客観的な事情についてもご説明をお願いしたく存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具